b)　考慮事項a)で言及するシステムの開発者は、最も効率的な周波数の使用及びその他の無線業務に対する混信を軽減するための技術を導入してきたこと。

c)　低雑音地域及び極低雑音地域の人工雑音及び自然雑音特性がITU-R勧告P.372-10における定義に従うと仮定した場合、受信アンテナの位置における混信信号のI/N比が-6dBを超過しなければ、そして海洋レーダーと影響を受ける可能性のある国との間の調整のための最小離隔距離を計算するために、この値が使用されたならば、海洋レーダーにより生ずる混信から既存業務局を保護することは保障されるであろうこと。

d)　有害な混信から既存業務を保護するためには、地上波伝搬による海洋レーダーの影響を、ITU-R勧告P.368-9に基づいてITU-RレポートM.2234により確かめることができること。

以下を決議する。

1　海洋レーダーを2012年２月17日以降に使用し、無線通信局に通告する場合、通告は無線通信規則第11.2号に準拠し、かつ局識別（呼出符号）を含んでいなければならないこと。

2　海洋レーダーのe.i.r.p.の最大値は、25dBWを超えてはならないこと。

3　各海洋レーダー局は、それぞれのデータ取得周期の最後に、20分以上の間隔を開けずに、手動の速さで国際モールス符号を用い、割り当てられた周波数で局識別（呼出符号）を送信しなければならないこと。

4　海洋レーダーは、可能であれば地域的又は世界的なレーダーの普及による周波数の占有を最小まで減少し、同一周波数で運用する複数の海洋レーダーの利用を可能とする技術を使用すべきであること。

5　海洋レーダーは、可能であれば、また、必要に応じて、周波数共用を促進するため、指向性アンテナを使用すべきであり、それにより送信アンテナのバックローブ方向におけるe.i.r.p.を低減すること。

6　海洋レーダーと他国の境界との離隔距離は、影響を受ける主管庁から事前に明確な合意が得られなければ、次の表に規定される距離より大きくなければならないこと。

周波数（MHz）	陸上経路（km）		海上又は混合経路（km）	
	低雑音地域	極低雑音地域	低雑音地域	極低雑音地域
5（±1MHz）	120	170	790	920
9（±1MHz）	100	130	590	670
13（±1MHz）	100	110	480	520
16（±1MHz）	80	100	390	450
25（±3MHz）	80	100	280	320
42（±3MHz）	80	100	200	230

改　　決議第644（WRC-12、改）　早期警報、災害被害の軽減及び救援活動のための無線通信資源

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　主管庁が、法規制上の障壁を軽減し、可能な場合は取り除くとともに、国家間の地球規模、地域内及び国境を越えた協力を強化することにより、早期警報、災害被害の軽減及び災害救援活動のための電気通信資源の迅速な配備と効果的な使用の促進のために実効的な全ての措置を執ることを要請されていること。

b)　現代の電気通信技術が、災害軽減及び救援活動のための不可欠な手段であり現場における救援活動者の安心及び安全に電気通信及びICTが重要な役割を果たすこと。

c)　開発途上国の特有の必要性並びに遠隔地域住民及び災害に遭いやすい危険性の高い地域に住んでいる住民の特別な要求

d)　共通警報プロトコル（CAP）関連の勧告の採択を通じてITU-Tが行っているCAPの標準化の作業

e)　ITUの2012-2015年の戦略計画の下で、「災害予測、検知、早期警報、被害軽減、管理及び救援戦略の重要な一部としての、重大な緊急時における電気通信／ICT及び新しい技術の効果的使用の必要性」は、この時期のITUの優先事項と考えられていること。

f)　最近の災害において、被災地域の大多数の地上ネットワークは損害を受けたこと。

以下を認め、

a)　憲章第40条、人命の安全に関する電気通信の優先順位

b)　憲章第46条、遭難の呼出し及び通報

c)　世界情報社会サミットの第二段階において採択された情報社会に関するチュニス議題の第91号、特に規定c）：「標準に基づいた監視と、国・地域のネットワークにリンクした世界規模の早期警報システムの確立に向けて迅速に取り組み、世界中での緊急災害時対応を、特に危険性の高い地域について促進する。」

d)　災害への備え、早期警報、救助、被害の軽減、救援及び応答における電気通信／情報通信技術の役割に関する世界電気通信開発会議の決議第34（2010年ハイデラバード、改）並びにITU-Dの研究課題22-1/2「災害への備え、被害の軽減及び対応のための電気通信／ICTの活用」

e)　人道的支援の業務における電気通信／情報通信技術に関する全権委員会議決議第36（2010年グアダラハラ、改）

f)　早期警報、防災、被害の軽減及び救援のための緊急及び災害時における監視と管理のための電気通信／情報通信技術の使用に関する、全権委員会議決議第136（2010年グアダラハラ、改）

g)　災害への対応及び救援における無線通信利用についてのITU-R決議第53

h)　災害の予測、検知、被害軽減及び救援に関するITU-Rの研究についてのITU-R決議第55

以下に留意し、

本決議と公共保護及び災害救援に関する決議第646（WRC-12、改）並びに緊急及び災害救援無線通信のための周波数管理のガイドラインに関する決議第647（WRC-12、改）の間の密接な関係並びにこれらの決議による諸活動により生じる可能性のある重複を避けるための調整の必要性

以下を決議し、

1　ITUの無線通信部門（ITU-R）は、早期警報、災害の被害軽減及び救援活動に関連した無線通信／ICTの適切で一般的に利用可能な分散した電気通信手段としての面、例えばアマチュアの地上及び衛星の無線設備、移動及び携帯の衛星端末並びに受動型の宇宙